

学生団体設立要項

提出締切：平成30年4月27日（金）16：30まで 提出先：学生課

I. 必要書類

新規設立時	継続申請時
A.学生団体設立・継続申請書（所定様式）	A.学生団体設立・継続申請書（同左）
B.顧問承諾書（所定様式）	B.顧問承諾書（同左）
C.学生団体員名簿（所定様式）	C.学生団体員名簿（同左）
D.共用室使用願（希望団体のみ・所定様式）	D.共用室使用願（同左）
E.年間活動計画書（所定様式）	E.年間活動計画書（同左）

II. 設立手順

- ① 各種申請書類（Iの書類）を学生課へ提出（締切日：4月27日（金）16：30まで）
- ② 学生委員会にて審査
- ③ 学務協議会を経て教授会で承認

III. 設立条件

- ① 構成員（主登録）が5名以上であること
- ② 参加を希望するものが誰でも加入できること

IV. 共用室（部室）の使用について

共用室の使用を希望する団体は、所定の「共用室使用願」を提出する。ただし、団体の使用形態を考慮の上、おなじ共用室を複数団体で使用するものとする。

V. 体育施設の使用について

体育館、グラウンドおよびその他の体育施設の使用を希望する団体は、学長の承認を受け使用するものとする。 ※【体育施設使用規程】参照

VI. 設立後の学生会各会議について

団体設立について承認を受けた団体は、学生会において開催される下記の会議に参加しなければならない。ただし、下記の開催日は予定のものであり、開催日変更や、臨時開催の場合は掲示等によって連絡をおこなう。会場についても同じく掲示等によって連絡する。

参加状況の悪い団体に対しては公認の取消、部費の削減等の処置を行うものとする。

会議名	参加団体	開催日
学生団体代表者会議	すべての公認学生団体	原則、毎月第三月曜日

VII. 年度末の提出書類について

団体設立について承認を受け、活動を行う団体は次年度3月末日までに「活動報告書」・「会計報告書」等を提出しなければならない。（期日までに提出されない場合は、次年度の継続願を受理しない）また、部費の支出については必ず領収証等の証明になるものを保管しておくこと。証明なきものは学生会予算からの支出を認めない。

VIII. その他（未届けの場合は、学研災が適用されない。）

学外活動を行う場合は、「学外活動参加届」を学生課へ提出すること。

学内の体育施設について、対外試合を行う場合は、「学内練習試合届」を学生課へ提出すること。